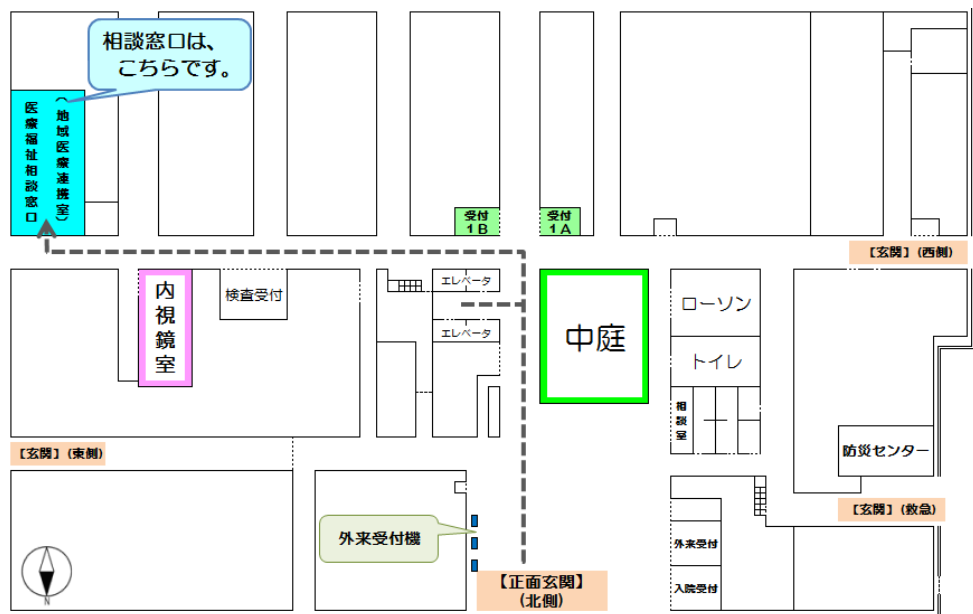


地域医療連携室 案内図



* 当院でのご相談やお問い合わせは、
地域医療連携室 医療ソーシャルワーカー
でお受けしております。

病院名：独立行政法人 国立病院機構 北海道医療センター
住所：札幌市西区山の手5条7丁目1-1
相談時間：月曜日～金曜日 9時～17時
電話：011-611-8111(病院代表)
内線(1000・1121・1122・1119まで)

2016.4.1 地域医療連携室作成



介護保険 (簡易版)

国立病院機構 北海道医療センター
地域医療連携室



○40歳以上の方が被保険者（加入者）となって保険料を負担し、介護や支援が必要と認定された時に費用の1割（一定以上所得のある方は2割）を支払って介護サービスを利用する仕組みです

＜サービスを利用できる方＞

☆第1号被保険者（65歳以上の方）

- ・寝たきりや認知症などで、入浴・排泄・食事などの日常生活動作について常に介護が必要な状況（要介護状態）と認定された方
- ・掃除・選択・買い物等の身の回りのことが出来ないなど日常生活に支援が必要な状態（要支援状態）と認定された方

☆第2号被保険者（40歳以上64歳未満の方）

- ・初老期認知症、脳血管疾患などの老化が原因とされる次の16種類の病気により介護や支援が必要な状態（要介護・要支援状態）と認定された方

①がん【がん末期】（回復の見込みがない状態）②関節リウマチ③筋委縮性側索硬化症④後縦靭帯骨化症⑤骨折を伴う骨粗鬆症⑥初老期における認知症⑦進行性核上性麻痺⑧脊髄小脳変性症⑨脊柱管狭窄症⑩早老症⑪多系統委縮症⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症⑬脳血管疾患⑭閉塞性動脈硬化症⑮慢性閉塞性肺疾患⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

＜介護（予防も含む）サービス＞

◎訪問によるサービス

- ・訪問介護（ホームヘルプサービス）
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・訪問入浴

◎通所や短期入所して受けるサービス

- ・通所介護（デイサービス）
- ・通所リハビリ（デイケア）
- ・短期入所（ショートステイ）

◎その他（予防は一部制限有）

- ・福祉用具の貸与・住宅改修費の支給
- ・福祉用具購入費の支給

◎施設サービス ※要介護の方のみ

- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設

◎地域密着型サービス（原則として市内の事業所のみ利用可能）

- ・夜間対応型訪問介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・グループホーム
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- など

＜手続きの方法＞

お住まいの区の区役所の保健福祉課に申請する必要があります。申請はご本人かご家族などのほか、介護支援専門員（ケアマネージャー）が代行することもできます。詳しくは当院地域医療連携室までお問い合わせください。

＜手続き後の流れ＞ ※申請から結果まで1ヶ月程度期間を要します

